

測量業務委託特記仕様書

第一章 総則

1 適用

本特記仕様書は、「平成 30 年度 県単 空港施設機能強化事業（駐車対策）に伴う測量業務 松本市 大字 空港東」に適用する。

また、本特記仕様書は「設計・測量・調査業務委託関係集（平成 13 年長野県土木部）平成 20 年 10 月 1 日・平成 21 年 4 月 1 日・平成 21 年 12 月 1 日一部改訂」を補完し、特記仕様書に明記なき不明な事項は監督員と協議するものとする。

本業務は、長野県測量作業規定及び要領に該当する事項も適用する。

以上に定めのない事項については、国土交通省公共測量作業規程によるものとする

2 目的

本業務は、松本市 大字 空港東において、増設する駐車場の詳細設計に必要な基準点測量、地形測量及び路線測量を行うものである。

3 業務管理

受託者は、委託契約書、設計図書、測量作業・設計業務共通仕様書、本特記仕様書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、長野県建設工事事務処理規程第 29 条により所長の指定する職員（以下監督員という）の指示を受け正確に施行しなければならない。

4 秘密の保持

受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。

5 疑義

業務遂行上、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議すること。

6 土地の立ち入り

作業実施にあたり、第三者の土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督員及び土地の所有者の了解を得て立ち入るものとする。

第二章 作業内容

1 測量

(1) 基準点測量

3級基準点及び4級基準点測量を行う。当初設計では3級基準2点、4級基準点4点を計上しているが、現地踏査の結果に基づき、これにより難しい場合は監督員と協議し、測量点数及び位置を決定することとする。(変更の対象とします。)

(2) 地形測量(現地測量)

平面図に示す範囲の地形を実測するものとし、周辺に存在する施設及び付帯構造物、その他の構造物(電柱、境界杭、用水路、畑灌施設など)の位置を測量し、現況平面図を作成する。なお、測量範囲は、監督員と協議して決定すること。

(3) 路線測量

平面図に示す位置の路線測量として、作業計画、現地踏査、中心線測量、仮BM設置測量、縦断測量、横断測量を行う。路線測量の実施位置、線形については、監督員と協議して決定すること。

3 打合せ協議

打合せ協議は初回、中間1回、成果品納品時を原則とし、打合せ事項を記録簿にとりまとめ、監督員に提出し相互に確認する。なお、新たな業務の追加及び特別な理由がない限り、打合せ回数は変更の対象としない。

4 旅費交通費

打合せ協議時の旅費交通費を計上している。長野県松本空港管理事務所での打合せ協議時の運転時間は、2時間(往復)を計上している。運転時間は変更の対象としない。

第三章 その他

1 貸与資料

特になし

2 成果等

提出成果品は、電子媒体により2部提出のこと。

2 その他

必要に応じ、今後発注を予定している駐車場詳細設計受注業者と調整を行うこと。